

各市町村エネルギー担当課長 殿

福岡県企画・地域振興部  
総合政策課エネルギー政策室長

台風や豪雨など災害時の太陽光発電設備による感電防止等について（通知）

破損した太陽光発電設備の危険性や安全対策については、これまで環境省及び経済産業省からガイドラインや事務連絡※による周知が図られるとともに、本年7月の九州北部豪雨発生直後に「水没した太陽光発電設備による感電防止について」（平成29年7月6日付経済産業省事務連絡）により注意喚起がなされたところです。

今般、総務省から破損したパネルによる感電や有害物質流出の危険性について、一部の地方自治体・事業者を除き、十分な認識がなく、地域住民への注意喚起も未実施であるため、感電等の危険性やその防止措置の確実な実施について地域住民等へ周知徹底するよう環境省へ勧告が行われました。

つきましては、台風の到来にも備え、別添の資料を御参照いただき、貴市町村の広報媒体（ホームページ、回覧板など）により、住民及び事業者の方へ周知していただくようお願いします。

※ 「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」

（平成28年3月環境省）

「地震で破損した太陽電池発電設備による感電防止について」

（平成28年4月15日付経済産業省商務流通保安グループ電力安全課事務連絡）

《添付資料》

- ・【県民の皆様へ】「台風や豪雨など災害時の太陽光発電設備による感電防止等について」（平成29年9月 福岡県）
- ・【太陽光発電事業者の皆様へ】「台風や豪雨など災害時の太陽光発電設備による感電防止等について」（平成29年9月 福岡県）
- ・「水没した太陽電池発電設備による感電防止について」（平成29年7月6日 経済産業省産業保安グループ電力安全課事務連絡）
- ・「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査＜結果に基づく勧告＞」（平成29年9月8日 総務省）

エネルギー政策室 普及支援係 電話 092-643-3228 メール energy@pref.fukuoka.lg.jp
--